

令和 年 月 日

# 治癒証明書

保護者様

浅口市立

年 組 氏名

校長

学校保健安全法第十九条により、下記の理由でお子様の出席停止を指示いたします。

記

1 出席停止者氏名 年 組 氏名

2 出席停止期間  
令和 年 月 日から登校しても差し支えないと診断されるまで

3 出席停止理由  
感染性疾病の疑い

(注) 感染のおそれがなくなった時に、治癒証明書を主治医に記入してもらい、学校へご提出ください。

病名 ( )

上記の者は 月 日以降登校しても差し支えないと診断いたします。

令和 年 月 日

医師住所

氏名 印

## 保 護 者 の 方 へ

- ☆ 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校生活が円滑に実施され、効果をあげるためには学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もその一つであり保護者の方に是非、正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ・校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。(学校保健安全法第十九条)
  - ・学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は次のとおりとする。(学校保健安全法施行規則第十八・十九条)

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器 症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ  ＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフ ルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第 一種の感染症とみなす。	治癒するまで  ・感染症患者のある家に居住する者、またはこれ らの感染症にかかっている疑いのある者について は、予防処置の施行の状況、その他の事情により 学校医その他の医師において感染のおそれがない と認めるまで。  ・感染症が発生した地域から通学する者について は、その発生状況により必要と認めるとき、学校 医の意見を聞いて適当と認める期間。
第二種	<div style="text-align: center;">                         ★インフルエンザ                          (インフルエンザ罹患報告書の提出をお願いします。                          医師による治癒証明書の提出は必要ありません。)                     </div> <div style="text-align: center;">                         ★新型コロナウイルス                          (特に提出するものはありません。)                     </div> 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	幼：発症後五日を経過し、かつ解熱 した後三日を経過するまで 小・中：発症後五日を経過し、かつ 解熱した後二日を経過するまで  発症後五日を経過し、かつ、 症状が軽快した後一日を経過するまで  特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで  解熱後三日を経過するまで  耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後五 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  発疹が消去するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  主要症状が消退した後二日を経過するまで  病状により学校医等において感染のおそれがない と認めるまで  ＊第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を 除く）にかかった者については左の期間である が、病状により学校医等において感染のおそれ がないと認めるときは、この限りでない。  ＊第二種のインフルエンザについては、特定鳥イ ンフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症 を除く。
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフ ス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症・ヘルパンギーナ・マイコ プラズマ感染症・感染性胃腸炎等）	病状により、学校医その他の医師において、その感染のおそれがないと認めるまで